

愛川町学校給食調理及び配膳補助業務委託

(令和7年度債務負担行為設定分)

公募型プロポーザル実施要領

令和8年1月

愛川町教育委員会 教育総務課

愛川町学校給食調理及び配膳補助業務委託（令和7年度債務負担行為設定分） 公募型プロポーザル実施要領

1. 主旨

この要領は、標記業務に係る企画提案を求め、各種提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者（以下、「優先交渉権者」という。）を特定するための公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の目的

令和8年8月からの愛川町学校給食調理及び配膳補助業務について、本プロポーザル方式により、優れた調理技術や衛生管理等に基づいた業務を委託できる受注業者を選定することを目的とする。

3. 本プロポーザル方式により優先交渉権者を特定する理由

本業務は、優れた調理技術や衛生管理等に基づいた学校給食調理及び配膳補助業務の受注業者を選定することを目的としており、優先交渉権者の特定にあたっては、価格のみによる競争ではなく、専門的な知識、ノウハウ、経験などを活用した優れた提案を広く受ける必要があることから、本プロポーザル方式によるものとする。

4. 委託業務名称

愛川町学校給食調理及び配膳補助業務委託（令和7年度債務負担行為設定分）

5. 業務の履行場所（別紙「小中学校位置図・親子給食組合せ図」参照）

（1）西部地区校

① 給食調理業務

学 校 名	住 所
愛川町立半原小学校	愛川町半原2201番地
愛川町立田代小学校	愛川町田代500番地
愛川町立高峰小学校	愛川町三増767番地

② 配膳補助業務

学 校 名	住 所
愛川町立愛川中学校	愛川町田代1395番地
愛川町立愛川中原中学校	愛川町角田210番地

(2) 東部地区校

① 給食調理業務

学 校 名	住 所
愛川町立中津第二小学校	愛川町春日台2丁目9番地1号
愛川町立菅原小学校	愛川町中津1103番地
愛川町立中津小学校	愛川町中津544番地

② 配膳補助業務

学 校 名	住 所
愛川町立愛川東中学校	愛川町中津1400番地

6. 業務内容

主 な 業 務 内 容	
小学校	(1) 食材の検収業務 (2) 調理業務 (3) 配缶及び指定場所への運搬業務 (4) 中学校への配送準備業務 (5) 食器具等の洗浄、消毒、保管業務 (6) 施設、設備の清掃及び点検業務 (7) 使用物品の管理及び補修業務 (8) その他前各号に付随する業務
中学校	給食配膳補助業務（※小学校から中学校へ給食を配達する業務は含まれない。）

7. 提案限度額

総額 605,430,000円（消費税を含む）

(1) 西部地区校内訳

[給食調理業務委託料（半原小学校・田代小学校・高峰小学校）及び給食配膳補助業務委託料（愛川中学校・愛川中原中学校）の合計額]

年 度	提案限度額（消費税を含む）	
	給食調理業務委託料	給食配膳補助業務委託料
令和8年度（8月～3月）	57,829,000円	3,464,000円
令和9年度（4月～3月）	89,561,000円	5,386,000円
令和10年度（4月～3月）	90,510,000円	5,467,000円
令和11年度（4月～7月）	31,538,000円	1,928,000円
計（3年間の総額）	269,438,000円	16,245,000円

(2) 東部地区校内訳

[給食調理業務委託料（中津第二小学校・菅原小学校・中津小学校）及び給食配膳補助業務委託料（愛川東中学校）の合計額]

年 度	提案限度額（消費税を含む）	
	給食調理業務委託料	給食配膳補助業務委託料
令和8年度（8月～3月）	65,990,000円	2,618,000円
令和9年度（4月～3月）	102,842,000円	3,426,000円
令和10年度（4月～3月）	103,978,000円	3,466,000円
令和11年度（4月～7月）	36,200,000円	1,227,000円
計（3年間の総額）	309,010,000円	10,737,000円

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、契約規模を示すためのものである。

8. 履行期間

令和8年8月1日から令和11年7月31日までとする。

なお、契約締結日については協議の上、別途決定する。

9. 参加条件

本プロポーザルへの参加を行うことのできる者は、次の（1）から（6）の全ての条件を満たすものとする。

なお、提出された書類に虚偽があった場合は、参加資格を失うものとする。

（1）地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本事業の開札日（見積り合わせの日）前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始の決定がされていない者
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始の決定がされていない者
- ④ 愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号。以下「町暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- ⑤ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- ⑥ 町暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は、参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- ⑦ 事業協同組合等が参加申込をする場合は、その組合等の構成員になっている者は、単独で参加申込をすることはできない。

（2）かながわ電子入札共同システムにより、「給食業務委託」で認定されており、愛川町に登録をしている者であること。

（3）参加申込書の提出期限から優先交渉権者の特定までの間に、愛川町指名停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

- (4) 公租、公課を滞納していないこと。
- (5) 令和2年4月1日から当該委託の参加申込書提出期限までに、日本国内において元請けとして、学校給食調理業務を履行した実績を有すること。
- (6) 神奈川県及び東京都内に本店又は支店・営業所等の受任先を有する者

10. プロポーザル主要スケジュール

内 容	日 程
告示	令和8年1月20日（火）
プロポーザル関係資料（仕様書等）の配布	1月20日（火）～ 2月 5日（木）午後5時 ※土日を除く
参加申込書の提出期限	2月 6日（金）午後5時
参加資格確認結果通知	2月10日（火）
現地確認（希望する場合）	2月14日（土）
質問書の受付期限	2月17日（火）午後5時
質問書の回答	2月20日（金）
提案書等の提出期限	3月 5日（木）午後5時
プレゼンテーションの実施	3月23日（月）予定
審査結果の通知	3月27日（金）予定
契約の締結及び結果の公表	3月下旬予定

※上記日程につきましては、事務処理上の関係により前後する場合があります。

11. 事業担当課（本プロポーザルに関する問い合わせ先）

愛川町教育委員会 教育総務課

〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1

電話 046-285-6957（直通）

E-mail kyoiku@town.aikawa.kanagawa.jp

12. プロポーザル関係資料の配布

令和8年1月20日（火）～2月5日（木）の間に愛川町ホームページからダウンロードしてください。

※「愛川町ホームページ」⇒「しごと・産業」⇒「入札・契約」⇒「プロポーザル関係」内の該当案件を選択後、ダウンロードしてください。

13. プロポーザルへの参加申込書類の提出

(1) 参加申込書類

本プロポーザルに参加意思のある事業者は、令和8年2月6日（金）午後5時までに、参

附加申込書類を事業担当課まで提出してください。（郵送可）

《参加申込書類》

- ① 公募型プロポーザル参加申込書（第1号様式）
- ② 会社概要書（第2号様式）

※現地確認を希望する場合は、予約を行ったうえで、職員立会のもと実施してください。

（2）参加資格確認結果通知

提出されたプロポーザル参加申込書類の内容に基づき、参加資格確認を行い、その結果について通知します。（第1－2号様式）

14. 仕様書等に関する質問・回答について

（1）質問の受付期限

令和8年2月17日（火）午後5時まで

（2）質問書の提出方法

指定の質問書（第4号様式）に記入の上、持参若しくは電子メールにより提出してください。

（3）質問書の回答

令和8年2月20日（金）午後4時までに愛川町ホームページ内にて回答します。

（4）その他

受付期間を過ぎた質問、参加者以外の方からの質問、指定方法以外での質問、本業務に直接関係しない質問等については、一切受付しません。

また、本プロポーザルについての審査基準にかかる内容、他の参加者に関する一切の内容についての質問も受付しません。

15. 提案書類の提出について

見積書及び提案書は、必ず提案書類提出書（第5号様式）を添付してください。

（1）提案書類について

- ① 提出部数 正本1部、副本（写し）5部
- ② 提出期間（期限）

令和8年3月5日（木）までの愛川町役場開庁日

午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

直接、事業担当課 窓口に書類をお持ちください。（郵送不可）

③ 提案書類の作成要領

ア 提案書類には指定の表紙（第6号様式）を必ず添付してください。

なお、参加者名（会社名等）は、正本の表紙のみ記載し、副本の表紙には記載しないでください。

イ 提案書類で指定の様式がある場合は、必ず指定の様式を使用してください。指定の様式以外での提案は失格となりますので、ご注意ください。

用紙のサイズは特に指定がある場合を除きJIS「A4判」とする。やむを得ずA3判で作成する場合は、片面印刷でA4判に折り込みしてください。

ウ 提案書類の綴りの順序は、学校給食調理受託実績書（第7号様式）をはじめ、評価基準表の評価項目の順序としてください。

(2) 見積書等について

- ① 見積書（提案様式1）正本1部、副本（写し）1部
- ② 提出期限及び提出場所は提案書類と同様とし、必ず提案書類と同時に提出ください。
- ③ 見積書は、指定の様式を必ず使用すること。それ以外の様式による提出は失格となりますのでご注意ください。
- ④ 見積書記載の提案価格は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む4年分（36ヶ月分）を記載してください。
- ⑤ 西部・東部地区校の合計見積額で評価し、その後、最優秀候補者の順から受託を希望する地区を基に契約に向けた協議を行います。
- ⑥ 見積書記載の提案価格の上限額は、605,430,000円（税込み）とし、各年度等の上限額は「7. 提案限度額」のとおりとする。この上限額を超える見積書の価格評価は失格となります。

(3) 提出書類の取扱い等

- ① プロポーザルに関し提出された提案書類等は返却いたしません。
- ② プロポーザルの参加に関する一切の費用は、参加者の負担とします。
- ③ 提案書類及び見積書等の提出後の修正・差し替え等は一切認めません。
- ④ 提出された書類は、このプロポーザルに必要がある場合、町がその写しを作成し、使用することがあります。
- ⑤ 提出した提案書類は、当該業務の受注業者となった場合、当該業務の仕様書の一部として取り扱うことがあります。
- ⑥ 最優秀候補者として優先交渉権者となった場合、提出された見積書は、契約締結用に提出された見積書として取り扱い、見積書記載の価格が契約金額となります。

16. 審査

(1) 審査は、参加業者によるプレゼンテーション（令和8年3月23日（月）実施予定）を実施し、「愛川町学校給食調理及び配膳補助業務委託（令和7年度債務負担行為設定分）公募型プロポーザル評価基準」に基づき、提出された提案書類の実現性を確認したうえで、提案書類及び見積書の各評価項目の審査で得られた評価点の最も高い提案者を本委託業務の最優秀候補者として選定します。

なお、本プロポーザルでは、町内の学校を東部・西部の2つの地区に分けて発注するため、同一業者が2つの地区を受注することはできません。

また、本プロポーザルに参加した者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとし、その場合に、参加した事業者が300点以上の場合には、最優秀候補者の要件を満たすものとします。

(2) 業務内容は、地区による差異はないことから、プロポーザルに参加する事業者からの提案内容は、共通の内容とします。ただし、地区により業務量（提供食数等）は、違うことから、見積金額については、定められた様式に従って、年度別・地区別の内訳を積算して提出

すること。

- (3) 提案書類の内容に疑義がある場合は、必要に応じヒアリングや確認資料の提出を求める場合があります。

17. 審査結果等の通知及び公表

- (1) 審査結果は、すべての参加者に通知します。
- (2) 審査結果の公表は、次の項目について契約締結後速やかに行います。
- ① 契約締結者の名称及び評価点及び契約金額
 - ② 次点以下の参加者の評価点
 - ③ その他必要な事項

18. 業務委託契約の締結等

- (1) 町では、最優秀候補者に対し、受託希望調査票（第8号様式）を基に契約に向けた協議を行い（この際、交渉が成立しなかった場合は、当該事業者を失格とし、他の地区の契約に向けた権利も失います。）、協議が整い次第、業務委託契約を締結します。

なお、受託希望調査票（第8号様式）は協議を進めるうえでの参考とし、一方の地区校で受託者が決定した後の残りの地区校との協議の際は、再度、希望地区校を確認のうえ協議を進めます。

- (2) どちらか一方の地区の契約に向けた協議が整った後、交渉を行っていない業者を対象として、順位に従い、残りの地区の契約に向けた協議を行います。
- (3) 優先交渉権者との契約締結が成立しなかった場合は、審査結果の評価点が上位の参加業者から契約締結に向けた協議を行います。

なお、評価点が同点の者が複数ある場合は、別紙「評価基準」に準じ決定します。

19. プロポーザル参加者の指名取り消し及び失格等

- (1) プロポーザル参加者として認められた者が、契約締結までの間に愛川町指名停止等措置要綱に基づく指名停止の処分を受けることとなった場合は、その認定の取り消し、または、失格とします。
- (2) プロポーザル参加者として認められた者が、提出書類を提出期限内に指定の提出方法及び提出場所に提出しなかった場合並びに提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (3) プロポーザル参加者として認められた者は、失格等の規定に該当することとなった場合は、速やかにその事実を事業担当課まで届け出なければならないものとします。

なお、届出が無く、後日その事実が判明した場合は、資格停止等の措置を講じる場合があります。

20. 提案等の無効及び辞退

- (1) 以下のいずれかに該当する場合、提案は無効、または失格とします。
- ① 参加資格のない者が行った提案
 - ② 提案書類等その他一切の書類に虚偽の記載をした者が行った提案

- ③ 記載事項が不明なもの又は提案書類提出書に記名押印のないもの
 - ④ 提案書類が不足しているとき
 - ⑤ その他配布資料等において示した応募に関する条件に違反したとき
 - ⑥ 提案書類受付締切日までに提案されない、または到着しないとき
 - ⑦ その他、本町の指示した事項に違反したとき
- (2) 本プロポーザルへの参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8年3月5日（木）まで（平日開庁日の8時30分から17時まで）に「辞退届（第3号様式）」を事業担当課へ事前連絡の上、提出してください。なお、提案書類提出後の辞退はできないものとします。

21. その他

(1) 契約保証金について

本業務委託契約については、契約保証金は免除とします。

(2) 優先交渉権者特定の後、詳細仕様の協議を行い必要な訂正・追加・削除を行い確定させ、同者と契約書の取り交わしをもって契約成立とします。

また、企画提案時の条件が全て仕様に反映されるとは限らないこと、本件仕様書に含まれないものであっても、業務上必要と考えられる作業事項については、その条件等の変更可能性があることに留意してください。